

津山圏域移住・定住パンフレット制作に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

移住および定住に関して、津山圏域内の各市町はそれぞれにPRを行っているため、移住希望者は津山圏域内であっても市町ごとに情報収集をする必要があるのが現状である。そのような中で、津山圏域内の情報収集が一度にでき、また圏域のスケールメリットを生かした効果的なPRを行うことのできる情報発信ツールとして、津山圏域移住・定住パンフレットを制作する。

2. 業務概要

(1) 業務名称

津山圏域移住・定住パンフレット制作業務

(2) 業務内容

ア 制作するパンフレットについて

実際に津山圏域内に移住してこられた方々の、移住を決めたきっかけや移住後の暮らし、移住した市町の良いところ等の意見を紹介するなど、今後移住を希望する人の視点に合わせた内容とするとともに、移住を希望する人以外にも移住の魅力が伝わる内容とする。

また、津山圏域内各市町の人口をはじめ、交通・気候などの情報や、医療・介護・教育等それぞれの施設数や制度の紹介を行うなど、移住希望者のガイドブックとしても使用できるような内容にすること。

※詳細は仕様書を参照のこと。

イ 大きさ・ページ数

A4、フルカラー印刷、無線綴じ、24ページとする。なお、紙質については受託者からの提案と協議によって決定する。

(3) 制作部数および納品

ア 3,500部制作すること。

イ 納品については、平成30年3月30日までに次のとおり納品すること。また、同時に電子書籍版または一覧（ホームページ掲載用）も納品すること。

※なお、各組織の具体的な納品場所については、契約締結後の協議の中で指示する。

組織	納品部数
津山広域事務組合	1,500部
津山市	500部
鏡野町	300部
勝央町	300部
奈義町	300部
久米南町	300部
美咲町	300部

(4) 見積上限額

1,800,000円（消費税額および地方消費税額含む）

(5) 活用方法について（参考）

主に東京や大阪などの都市圏に居住する地方への移住希望者の方々に、移住選定先の候補として考えてもらうため、移住相談会等を通じて配布する。

また、移住に興味を持ってもらうきっかけとしての魅力PR情報発信ツールとしても活用する。

4. 実施形式

「公募型プロポーザル形式」

移住希望者等の閲覧者の視点に立った質の高いパンフレットを制作し、また、民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用するため、「公募型プロポーザル方式」によって実施する。優れた提案を広く求め、企画提案書やプレゼンテーション内容等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を、津山圏域移住・定住パンフレット制作業務委託の優先交渉権者として選定する。

5. スケジュール

平成29年4月21日（金）	： 公募開始（ホームページ）
平成29年4月28日（金） 17時	： 質問提出〆切
平成29年5月 2日（火）	： 質問回答予定（ホームページ）
平成29年5月11日（木） 17時	： 参加申込〆切
平成29年5月15日（月）	： 参加資格審査通知送付
平成29年5月19日（金） 17時	： 企画提案書等の提出締切
平成29年5月24日（水）	： 審査（書類およびプレゼンテーション審査）実施
平成29年5月26日（金）	： 審査（書類およびプレゼンテーション審査）結果通知送付

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）および各構成市町の同様の規則・要項等関係諸法令に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税および事業所所在地の自治体により賦課される税を滞納している者でないこと。
- (6) 「津山圏域移住・定住パンフレット制作業務委託」と同様の業務委託を公共団体等から受注した実績があること。
- (7) 制作にあたり、津山広域事務組合と事前に制作方針や制作内容について十分な協議ができること。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第6号）により、Eメールまたはファクシミリで提出すること。

Eメールまたはファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限 平成29年4月28日（金）17時まで（必着）

(3) 提出場所 津山広域事務組合のEメールまたはファクシミリ

E-Mail : koyou@tvvt.ne.jp

FAX番号 0868-22-9647

(4) 回答方法 津山広域事務組合のホームページにて公表

津山広域事務組合ホームページ <http://www.koyou.or.jp/jimukumiai.html>

(5) 回答日時 平成29年5月2日（火）予定

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領および津山広域事務組合契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

ア 企画提案参加表明書（様式第1号）

イ 業務実績等提出書（様式第2号）

ウ 岡山県暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

エ 直近年度の国税の納税証明書の写し（滞納がないことが確認できること。）

オ 事業所所在地の自治体が発行する税等納税証明書

（滞納がないことが確認できること。）

カ 商業登記簿謄本またはその写し

キ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

(2) 提出期間

平成29年5月11日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山広域事務組合

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

（TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647）

(5) 参加承認

ファクシミリおよび郵送にて、平成29年5月15日（月）に参加の可否を通知する。

9. 企画提案書提出期日および作成方法

(1) 提出期限 平成29年5月19日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送（書留または簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参した
ものについては受付しない。

(3) 提出部数

7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出場所

津山広域事務組合

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647

(5) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

以下の項目について記載すること。なお、用紙のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、
様式は任意とする。

i パンフレットの概要

制作イメージがわかるよう、サンプルを添付すること。

ii スケジュール計画

制作スケジュールについて、一連の業務の流れが分かるように記載すること。

※全体的なスケジュールは仕様書を参照のこと。

イ 見積書（様式第5号）

様式第5号と合わせて、見積内訳書も添付すること。見積内訳書の用紙サイズはA4縦とし、
様式は任意とする。

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書および見積書、並びに企画提案にかかるプレゼンテ
ーションを別紙「津山圏域移住・定住パンフレット制作業務委託事業者選定審査基準（優先交渉権者の
選考方法）」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

11. 審査基準および配点

本プロポーザルは別紙「津山圏域移住・定住パンフレット制作業務委託事業者審査基準（優先交渉権
者の選考方法）」に基づき審査する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法

審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期

平成29年5月26日（金）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知
を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

14. 情報公開

審査の結果については、津山広域事務組合ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は匿名で公表する）
- (2) 評価順位および点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山広域事務組合情報公開条例（平成 19 年 2 月 20 日（津山市情報公開条例第 7 条第 3 号の規定（開示することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）を準用））に基づき開示しないものとする。

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 津山広域事務組合が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

16. その他

(1) 費用負担

書類作成および提出に係る費用等の必要経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後または企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山広域事務組合あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案の提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、受託事業者選定結果の公表等において、津山広域事務組合が必要と認める用途については、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(5) 2次審査において最優秀提案者の評点が同点の場合においてはくじ引きとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山広域事務組合（担当：光井、歴舎（れきしゃ））

〒708-0022 岡山県津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター内

TEL 0868-24-3633 FAX 0868-22-9647

Eメール koyou@tvvt.ne.jp